

障害福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会設置要綱

平成25年6月17日制定

(設置)

第1条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例

(平成17年防府市条例第27号)第4条及び第5条に規定する指定候補者(以下「指定候補者」という。)の選定等について公正かつ適正な執行を確保するため、障害福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる。

- (1) 有識者 2名
- (2) 障害者・福祉関係団体等関係者 若干名
- (3) サービス利用関係者 若干名
- (4) 行政関係者 1名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長を及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議へ出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、当該選定に対する委員就任の日から指定管理者が指定された日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条第5項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。